

加古川市立氷丘小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

1 目的

いじめ防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及び早期対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止対策基本方針を参酌し、基本理念を定め、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

（1）いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

（2）いじめ対応の基本認識

- ・ いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ・ いじめは人権侵害であり、理由のいかんを問わず決して許される行為ではない。
- ・ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ・ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- ・ いじめは、その様態により、暴行罪、恐喝罪、強要罪、名誉棄損罪、侮辱罪、公表罪等の刑事法規に抵触する。
- ・ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から、仲裁者もしくは相談者への転換を促すことが重要である。

（3）いじめ対応の基本的な在り方

- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査をした上でいじめに当たるか否かを判断する。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- ・ いじめが解消している状態とは、
 - ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。

- ② 被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）。

という二つの要件を満たされていることを指す。

- ・教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第 23 条第 1 項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- ・学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的・継続的に対応するために、いじめに対する認識・いじめに係る法令を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。また、『学校園連携ユニット』により校種間連携を推進し、配慮の必要な児童の情報を引き継ぎ、いじめに対する指導体制や指導内容を共有する。さらに、警察、児童相談所、医療機関、法務局等の関係機関との適切な連携が必要であるため、平素から関係機関との情報共有等を密に行い、「顔の見える関係」を構築しておく。

4 氷丘小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第二十二条より、次の組織を設定する。

(1) 組織の名称

いじめ対策委員会

(2) 組織の構成

学校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、当該学年、学級担任、教育相談コーディネーター、養護教諭、学級担任 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアシスタント、該当児童関係教職員など

(3) 組織の役割と活動

- ・「学校の基本方針」に基づいて、いじめ問題の取組に当たる中核組織となる。
- ・いじめ防止等の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善を行う。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの情報等があった際にも緊急に臨時会議を開いて対応する。
- ・重大事態に対処するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

5 いじめの未然防止のための取り組み

- ・人権教育を推進し、日頃よりいじめを生まない学級づくり・集団づくり・居場所づくりに努める。
- ・主体的・共同的な活動を通した「絆づくり」を進める。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことを、教職員全体で共有し、

いじめに対する学校の指導体制・指導内容を理解した上で指導にあたる。

- ・様々な場面・学習を通して児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。
- ・全ての教育活動を通じて児童の自己有用感や自己肯定感を育成することに努める。
- ・保護者・地域との連携を図る。
- ・「学校園連携ユニット」による校種間連携を推進し、情報の引き継ぎ、指導内容の共有を図る。
- ・児童・保護者が、インターネットを通じて行われるいじめ防止対策に関する理解を深めるため「インターネットトラブル防止講座」を実施する。
- ・保護者は、家庭内での児童生徒の様子から異変に気付いた際は、学校へ連絡すると共に、学校と連携して見守りを行う。

6 いじめの早期発見のための取り組み

- ・児童に対する定期的な調査（「心の相談アンケート」「学校生活に関するアンケート」）を行う。
- ・心の相談アンケートを活用した教育相談を全児童を対象に実施する。
- ・日常的な児童観察を行う。
- ・家庭訪問での保護者との情報交換を行うと共に個人懇談会や学級懇談会を実施する。
- ・定期的な教育懇談を実施する。
- ・児童の権利に関する条約の趣旨を理解し、教職員の人権感覚を磨き、校内研修を通して法令の理解や危機管理意識の向上を図る。
- ・いじめについて相談しやすい教職員の姿勢をみせる。
- ・いじめに関する相談及び通報を受け付けるため、相談窓口への連絡体制について、児童生徒・保護者及び教職員への周知を徹底する。

7 いじめの早期対応

- ・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援を最優先し、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ・事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・教育委員会と連携し、必要に応じて、スクールサポートチーム、スーパーバイザー、学校問題サポートチーム等に支援を要請する。
- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、直ちに教育委員会、学校問題サポートチーム及び警察に相談・通報を行い、適切な援助を求め、連携して対応する。
- ・いじめが解消したとしても、再発防止に向けて、児童生徒への継続的な見守りを行う。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

法第 28 条第 1 項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号。以

下「生命・心身・財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

生命・心身・財産重大事態の場合

「児童生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」等をいう。

不登校重大事態の場合

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合、教育委員会又は学校は積極的に重大事態として認定する。なお当該事態の場合は、児童生徒が長期間欠席を余儀なくされることから、調査と並行して当該児童生徒に対して学習等の支援を行う。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあった場合

（2）重大事態の調査

- ・調査は、「対応マニュアル」や国が示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）（以下「ガイドライン」という。）に基づき実施する。
- ・重大事態が発生した旨を、校長は教育委員会を通じて市長に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適時提供する。また、教育委員会を通して市長に報告する。
- ・背景にいじめの可能性がある「自死又は自死が疑われる死亡事案」の発生時には、「いじめ防止対応マニュアル」や「ガイドライン」等に基づき、速やかに組織的に対応する。
- ・調査結果の報告後の状況についても、定期的に児童生徒やその保護者へ情報の提供を行う。
- ・再調査が行われた場合においても、再調査終了後、再発防止への取組について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ説明する。

9 その他留意事項

- ・今後、法の施行状況や、国・県・市の基本方針の変更等があれば「学校の基本方針」の見直しを検討し、必要があると認められるときはその結果に基づいて必要な措置を講じる。
- ・「改善プログラム」に基づく取り組みについて「自己点検シート」を用いて検証し、その結果を教育委員会に報告する。その検証結果を専門家が検証し、それに基づいて教育委員会が各学校に対して助言及び指導を行う。
- ・いじめ問題など、学校が抱える課題を学校運営協議会と共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。
- ・いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価を活用して課題解決に取り組む。